

ID: 1804

担当部署: 都市政策部 都市戦略室 建築住宅課

処分の概要	特定用途誘導地区内における建築物の容積率等の制限の例外許可		
法令名 根拠条項	建築基準法 第60条の3第1項第3号		
法令番号	昭和25年法律第201号		
【根拠条文】 (特定用途誘導地区) 第60条の3 特定用途誘導地区内においては、建築物の容積率及び建築物の建築面積(同一敷地内に2以上の建築物がある場合においては、それぞれの建築面積)は、特定用途誘導地区に関する都市計画において建築物の容積率の最低限度及び建築物の建築面積の最低限度が定められたときは、それぞれ、これらの最低限度以上でなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する建築物については、この限りでない。 (1) 主要構造部が木造、鉄骨造、コンクリートブロック造その他これらに類する構造であつて、階数が2以下で、かつ、地階を有しない建築物で、容易に移転し、又は除却することができるもの (2) 公衆便所、巡査派出所その他これらに類する建築物で、公益上必要なもの (3) 学校、駅舎、卸売市場その他これらに類する公益上必要な建築物で、特定行政庁が用途上又は構造上やむを得ないと認めて許可したもの 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成30年4月1日	最終変更年月日	令和5年4月1日